

平成27年度第1回かすみがうら市総合教育会議 議事録

1 招 集 期 日

平成27年7月21日(火)

2 招 集 場 所

千代田庁舎 第一会議室

3 構 成 員

市 長	坪 井 透
教 育 長	大 山 隆 雄
委 員	田 澤 高 保 (教育長職務代理者)
委 員	中 島 和 彦
委 員	飯 村 惠 子
委 員	宮 本 雪 代

4 欠席構成員 なし

5 構成員以外の出席者

市 長 公 室 長	木 村 義 雄
政 策 経 営 課 長	横 田 茂
保 健 福 祉 部 長	金 田 克 彦
子 ども 家 庭 課	前 島 嘉 美
教 育 部 長	飯 田 泰 寛
学 校 教 育 課 長	坂 本 重 男
生 涯 学 習 課 長	中 泉 栄 一
学 校 教 育 課 課 長 補 佐	山 口 由 晃
学 校 教 育 課 総 務 係 長	鈴 木 教 男

6 議 題

- (1) かすみがうら市総合教育会議の設置及び運営に関する要綱(案)について
- (2) 大綱について
- (3) 総合教育会議スケジュール(案)について

7 会 議 の 大 要

開会 午後 1時30分

教 育 部 長 : 全員お揃いのようなので、ただいまから、第1回かすみがうら市総合教育会議を開催いたします。

本日の会議の進行を務めさせていただきます。教育部長の飯田でございます。

本日の会議では、市長部局からは、木村市長公室長、金田保健福祉部長、横田政策経営課長、前島子ども家庭課長が同席しております。

また、教育委員会事務局からは、坂本学校教育課長と中泉生涯学習課長が同席しております。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

初めに、坪井市長から、ご挨拶をいただきます。

市 長 : 本日はお忙しい中、第一回かすみがうら市総合教育会議にご出席を賜り、誠にありがとうございました。また、日頃よりかすみがうら市の教育行政にご尽力をいただいておりますこと厚くお礼申し上げます。

既に、皆様方十分ご承知のところですが、本年4月1日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、かすみがうら市では、6月25日に教育委員長と教育長を一本化した新教育長が誕生して、新制度になったところです。

この制度のもとで、私は、教育長と教育委員の皆様とともに、さまざまな議論を交わしながら、教育政策の方向性を共有することにより、よりよい教育に向けて取り組んでいけるものと期待をいたしております。

本日は、第一回ということもありまして、会議の設置及び運営の要綱、大綱について、会議スケジュールなどをご協議いただくこととしております。

皆様の忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。簡単でございますが、挨拶とさせていただきます。

教 育 部 長 : 続きまして、大山教育長からご挨拶をいただきます。

教 育 長 : 大変お忙しい中、この会議にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。新教育委員会制度というのは、そもそも大津の事件が契機となって、教育委員会の制度そのものを見直すというところからスタートし、この総合教育会議に繋がっていると考えております。かすみがうら市の児童生徒数が3,373名ですが、その子供たちにとって、より良い教育環境を、また、子供たちにとって居場所がより良いものになるような政策を考えていくことが、求められており、そういった中でご忌憚の無いご意見等をいただければ、この会議が、少しでも本来の目的にそって進むのではないかと考えております。どうぞよろしく願いいたします。以上です。

教 育 部 長 : それでは、これから議事に入らせていただきます。

議題「(1) かすみがうら市総合教育会議の設置及び運営に関する要綱(案)について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

学 校 教 育 課 長 : それでは、かすみがうら市総合教育会議の設置及び運営に関する要綱(案)について説明をさせていただきます。

まず、要綱(案)の説明の前に、総合教育会議の概要について説明させていただきます。その後、要綱(案)について説明をさせていただきます。

資料の別冊となっております、参考資料①「かすみがうら市総合教育会議の概要について」をご覧ください。

1の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正する法律の概要についてですが、平成27年4月1日に施行され、主な改正内容としては、記載の4つのポイントとなります。1点目が、教育委員長と教育長

を一本化した新「教育長」の設置、2点目が、教育委員による新「教育長」へチェック体制の強化と会議の透明化、3点目が、「総合教育会議を設置」、4点目が、教育に関する「大綱」の策定でありまして、この法改正に基づき、本市においても総合教育会議を設置するものです。

具体的な、総合教育会議の位置づけと構成員についての主な内容ですが、法第1条の4第1項で、市長が総合教育会議を設けることとされ、第2項では、構成員が規定されており、市長と教育委員会ということで、市長、教育長と4名の教育委員の皆さんの6名で構成することになります。

第3項及び第4項では、市長が会議を招集すると規定しておりますが、教育委員会が協議を必要と思慮するときは、市長に対し招集を求めることもできます。また、緊急の場合は、市長と教育長のみで会議をすることも可能であるというような例外も規定されております。

第8項では、協議・調整し、合議した方針の下に、市長と教育委員会がそれぞれ所管する事務を執行するように規定しております。

2ページをご覧ください。2の協議・調整事項についてです。まず、協議すべき事項としましては、以下の3点が規定されております。

1点目は、本日も議題としております、「教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議」です。

2点目は、「教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策の協議」ということで、具体的には、下の枠の中に想定される事項として記載してありますが、予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する市長と教育委員会が調整することが必要な事項や、福祉部局と連携した総合的な放課後対策、子育て支援など、市長と教育委員会との事務連携が必要な事項が、平成26年7月17日付け文部科学省初等中等教育局長通知にて示されております。

3点目は、「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置の協議」ということで、具体的には、下の枠の中に想定される事項として記載してありますが、いじめ問題で自殺が発生した場合など、「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じるおそれがあると見込まれる場合に該当する事項」と、災害の発生により、校舎の倒壊など防災担当部署と連携する場合のように、「児童、生徒の生命または身体の保護に類するような緊急事態」が想定されております。

次に、3ページの(2)協議すべきでない事項についてですが、前提としまして、総合教育会議は、特に協議・調整が必要な事項について協議・調整を行うものであり、教育委員会が所管する全てを協議・調整する趣旨で設置するものではないことがあります。協議すべきでない事項の1点目は、教科書の採択や教職員の人事など、政治的中立性の要請が高い事項が挙げられますが、教科書採択の方針や、教職員の人事の基準など、方針や基準については、協議することは可能であるとされております。2点目は、協議・調整の対象とすべきかどうかは、当該予算措置が政策判断を要するような事項か否かによって判断すべきものであり、日常の学校運営に関するものように些細なことまで、協議・調整できるという趣旨ではないとされております。

3の、協議・調整の結果の尊重義務ですが、「調整が行われ双方が合意した事項については、お互いにその結果を尊重しなければならない。」とされてる一方、「調整のついていない事項の執行については、法に定められた執行権限に基づき、教育委員会及び地方公共団体の長がそれを判断するものである。」とされております。

なお、会議における、調整・協議の意味については、記載のとおりです。4ページをご覧ください。4の「会議の公開と議事録の作成及び公表」についてですが、個人の秘密保持などを除き公開することとされております。また、非公開の場合は、いじめ等の個別事案における関係者の個人情報などを保護する必要がある場合や、次年度の新規予算事業に関する具体的な補助金の額や対象の選定など、意思決定前に情報を公開すると公益を害することが想定される場合とされております。さらに、市長は、議事録を作成し公表するように努めることとされておりますので、本市においても法律の規定に基づき対応をしてみたいと考えております。

統合教育会議の概要についての説明は以上です。

つづきまして、かすみがうら市総合教育会議の設置及び運営に関する要綱（案）について、説明をさせていただきます。資料の1ページをご覧ください。

この要綱につきましては、ただいま説明させていただきました、総合教育会議の概要で説明させていただいた内容に基づき、総合教育会議の設置に関する事項について規定をするものです。

第1条では、設置について、市長と教育委員会が、円滑に意思疎通を図り、教育目標を共有しながら、より一層民意を反映した教育行政を推進していくため、設置することとしております。

第2条では、所掌事務を規定しており、先ほど会議で協議すべき事項として説明させていただいた、3点を規定しております。

第3条では、会議の組織を、第4条第1項と第2項では、会議の招集に関する規定を、第3項においては、議長を市長が行うことと規定しております。

第5条では、意見の聴取に関する規定を、第6条では、会議の公開について規定しておりますが、個人の秘密保持など公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができるとされております。

第7条では、議事録を遅滞なく作成し、公開することとしておりますが、特別の理由がある時は非公開とできると規定しております。

第8条では、事務の調整が行われた事項については、その調整の結果を尊重しなければならないということを、法に準拠し規定しております。

第9条では、その他として、委任事項について、市長が定めることとしております。

附則の執行期日ですが、本日の総合教育会議で決定していただければ、本日平成27年7月21日から施行することとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

説明については以上でございます。

教 育 部 長 : ただいまの説明について、何か、ご質疑ございませんか。

中 島 委 員 : 資料(1)のかすみがうら市総合教育会議の設置及び運営に関する要綱(案)には、(案)が入っていますが、こちらには(案)が入っていないのですが、どういうことでしょうか。単純に漏れがあるのか、何か意図があるのか。

教 育 部 長 : 大変失礼いたしました。こちらは、原稿の漏れということでご理解いただければと思います。正しくは、議題のテーマの方に、(案)がつくものでございます。

その他ご質問等、ご意見等ございましたら、お願いいたします。質疑がないようですので、かすみがうら市総合教育会議の設置及び運営に関する要綱については、本案のとおり、定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、かすみがうら市総合教育会議の設置及

び運営に関する要綱については、本案のとおり、定めることとします。

ここからは、かすみがうら市総合教育会議の設置および運営に関する要綱の規定により市長に議長をお願いいたします。

市長： それでは、要綱に基づきまして、議長を務めさせていただきますので、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

では、議題「(2) 大綱について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

学校教育課長： 大綱について説明させていただきます。

資料の3ページをご覧ください。

1の改正法の概要ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、本年4月に施行されまして、法律の第1条の3で「大綱の策定について」規定され、同条第1項で、市長は、国の基本的な方針を参酌し、地域の実情に応じた、教育及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされ、第2項で、大綱の策定については、総合教育会議で協議することとされておりまして、本日の総合教育会議で議題としているものです。

また、第3項では、大綱を定めた時は、公表することと、第4項では、大綱を市長が定めるものでありますが、市長が教育委員会の職務権限である事務を管理し、または執行する権限を与えるものと解釈してはならないとされておりまして、市長が教育委員会の権限に属する事務を管理し、執行する権限を市長に与えたものではないことを確認的に規定されており

ます。
下の枠内に、大綱に関する基本的な考えを整理しておりまして、3点目で、大綱の内容について、大綱は、目標や施策の根本となる方針を定めるものでありまして、詳細な施策について策定することを求めているものではないとされておりまして、また、4点目で、記載する主な事項について、「学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針を記載することができる。」とされておりまして、さらに5点目で、地方教育振興基本計画などとの関係について、「地方公共団体において、教育振興基本計画その他の計画が定めている場合には、その計画をもって大綱に代えることができる。」とされておりまして、

次に、4ページ2の留意事項ですが、主な点としまして、1点目としては、市長に大綱の策定を義務付けることにより、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることとされておりまして、2点目は、大綱の対象期間については、市長の任期や、国の計画の期間を鑑み、4年から5年程度が想定されています。3点目は、調整がついた事項を大綱に記載した場合には、市長及び教育委員会双方に尊重義務がかかることとなります。

3の大綱策定についてですが、本市の策定方法についての案でございます。

現在、本市の教育振興基本計画は、平成24年度から28年度の5年間の計画として策定しております。このため、次期計画の策定を、今年度、市民アンケート含んだ、計画策定に伴う基礎調査業務を実施し、翌、平成28年度には大綱作成を含んだ教育振興基本計画策定業務を実施するように予定しまして、平成27年度と平成28年度の2か年で、教育振興基本方針と大綱を合わせて作成することを案としております。

なお、教育振興基本計画と大綱とも、市の総合計画との関連がございまして、市の総合計画につきましても、平成29年度からの計画を、今年度と

次年度の2か年で策定を進めることとしておりまして、市の総合計画と策定期間を合わせて策定するように進めたいと考えております。

さらに、市の総合計画、教育振興基本計画、大綱の関係ですが、市の総合計画が最上位の計画で、その計画に基本的な考え方に沿った形で大綱を策定し、大綱の考え方に基づき、教育振興基本計画を策定するというように整理したいと考えております。

次に、5ページをご覧ください。

大綱作成のスケジュール（案）でございます。

表につきましては、平成27年度と平成28年度に区分し、さらに、大綱の策定と教育振興基本計画策定に伴う基礎調査業務委託に区分しております。

本年7月に、大綱策定の策定方法を決定していただき、教育振興基本計画では業務委託の契約を予定しており、10月、11月にアンケートを実施し、3月までにアンケート集計資料の作成を行います。

平成28年度では、4月に業務委託契約をし、5月に大綱案を作成し、6月に総合教育会議で大綱の協議をしていただきまして、7月に策定したいと考えております。その大綱の内容を踏まえまして、教育振興基本計画を整理していくように予定しております。教育振興基本計画については、11月に素案を策定し、12月にパブリックコメントを実施し、3月に策定というように予定しております。

また、市の総合計画につきましては、現在予定等は示されておきませんので記載はしていませんが、事務レベルで確認したところ、今年度中には施策の方向的な部分は整理する方向で進めたいと考えているとのことから、大綱については、平成28年度の早い時点で案を作成するように予定したところです。

このため、市の総合計画の進捗状況によりましては、日程が変更になることも想定されますので、よろしく願いいたします。

説明については、以上でございます。

市長：大綱については、事務局の説明のとおり、来年度の教育振興基本計画策定に伴い、併せて大綱（案）を作成し、総合教育会議で協議・決定することが、最も適切と判断しております。このことについて、ご意見をお願いいたします。

田澤委員：最初の会議なので、何をどうやっていいのかわからない中で、でてくる我々委員含めであると思うのですが、大綱という事の方針に、かすみぐら市は、豊かな学びと創造の街づくりという大きな目標があるわけですが、このことに関して、市のトップである市長さんは、教育に関してどういう願いとか、想いをもっているのかを我々一同に聞かせていただけたらありがたいと思いますがいかがでしょうか。

市長：教育は、街づくりの原点だと思います。まさしく次の時代を担う子供たちが、しっかりとこの地域を支えてもらう為に、行政を進めていきたいと考えております。学校教育だけではないと思いますが、ソフト面とハード的なものがあるわけですので、一番大事なものは、この社会の中で子供たちが大人になった時の居場所づくりといたしまして、自分がどんな形でこの社会を支えていけるのか、そういうものをしっかりと子供の時に身に付けることが、教育の一番の基本だと思います。

田澤委員：ありがとうございました。いろいろな市で同じような大綱がでていますが、そういう中で、市長の独特の考え方も大綱の中に示さなければいけないと思います。ですから、かすみぐら市は、こういう考え方の中で、子供たちが今の話だと育てたい、例えば、居場所づくりという言葉がありますけれども、まさしくそういうものがあれば、いじめなどとは

離れた学校ができてくると思うのですが、そのことを事務局と市長が話を詰めて、大綱の中に盛り込んでもらえれば、それを基にみんなでがんばっていこうということになるのではないのでしょうか。みなさんの考えはいかがですか。

飯 村 委 員 : 今、さまざまないろいろな問題が子供たちの間で起きています。幼児期から小学校に入る前の段階での、人を尊重したり、思いやりを持つなどの道徳教育というものに対して、市長はどういうふうにお考えになりますか。

私たちは、そういうことは人間形成の上では、とても大切なことだと思っております。3歳児健診や幼稚園、保育園とか、そういう所で連携しながら子供たちの成長を、段階に応じて指導していくという取り組みなどを、他ではやられているのではないかと思うのですが、かすみがうら市でも、そういうことが必要なかと思うのです。勉強も大事ですが、それ以前に、その根本となることを教えていかなければと考えております。

市 長 : もっともだと思います。知識や知能も大事ですが、人間としての生き方などをしっかりと育てていければと考えております。具体的につきましては、私の想いもありますが、皆様方にもご提案をいただいて、どうやったら子供たちが、この地域を支える人に育てることができるか、考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

他にご意見はございませんか。

それでは、先ほどの事務局の説明のとおり、大綱策定については、実施することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、大綱策定については、本案のとおり実施することとします。

次に、議題「(3) 総合教育会議スケジュール(案)について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

学校教育課長 : それでは、総合教育会議スケジュール(案)について、ご説明いたします。6ページをご覧ください。

総合教育会議につきましては、これまでに説明させていただきましたように、大綱の策定、教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議、さらに、緊急の場合に講ずべき措置についての協議の3つの事項について、協議・調整するものでありまして、本年度の会議予定につきましては、現在、記載のように、通常の会議を、本日の第1回会議と、9月頃に平成28年度予算編成に向けた教育施策に係る協議を議題として、予定したいと考えております。

また、緊急の場合に講ずべき施策に関する協議が必要となった場合は、臨時開催することとなるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、日程及び内容については、予定のため、変更となる場合がありますので、よろしくお願いいたします。

説明については、以上でございます。

市 長 : ただいまの説明について、何か、ご質疑ございませんか。

質疑がないようですので、総合教育会議スケジュール(案)については、本案のとおり、実施することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、総合教育会議スケジュールについては、本案のとおり実施することとします。

以上で予定していた議題は終わりました。他に何かあればお話しください。

い。

特に無いようですので、以上で第1回かすみがうら市総合教育会議を閉会といたします。教育委員会の皆様には、お忙しい中、お暑い中、ご出席をいただきありがとうございました。

閉会 午後 2時09分